

## 第VI章 学生支援

### 1. 現状の説明

#### (1)学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

##### <1>大学全体

ア. 本学では、以下のように学生支援を行っている。

①奨学金を通しての経済的支援 ②学修を円滑に進める上での各種相談等 ③薬物使用や喫煙の害についての指導・教育（禁煙相談を含む） ④在学生による新入生支援サービス ⑤安全、安心な学生生活を送るための各種相談受付・指導 ⑥本学歯学部附属病院における治療費の一部免除 ⑦バス通学者に対しての通学定期券代補助 ⑧リニモ最寄駅からの無料シャトルバス運行 ⑨県内パートナーシップ施設との賛助制度 ⑩スポーツセンター施設の利用 ⑪セミナーハウスの利用 ⑫大本山永平寺一泊参禅の実施 ⑬「災害共済会」「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」制度。

これらの事項は、各学部の代表委員により構成された学生委員会と学生部、庶務課、学生相談センター、保健センターとも連携して支援にあたっている。

留学生への支援は、国際交流センターが主管となり、新入生への入学時ガイダンスや入学後の学修、学生生活全般のサポートにあたっている。

なお、上記サービスについては新学期に配布する「AGU DIARY」にも掲載し、上記支援に関するパンフレットやチラシは学生が常時閲覧できる状況にしている。

ハラスメントの規程について、前回（2007（平成19）年3月）の審査において「他のハラスメント規程の取り扱いについて未整備である」との指摘を受けたことから、（セクシュアル・ハラスメント以外に）「パワー・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」までを本学におけるハラスメントの総称として捉え「ハラスメント防止のためのガイドブック」を作成し、その後の相談受付や実態調査、委員会での審議対象としている。万一、ハラスメントが発生した場合には、2009（平成21）年12月1日施行の「ハラスメントの防止および処理に関する規程」に従って、適正・公正な措置を講じることにしている。

また、学生相談センターは、2011（平成23）年度に保健センターと建物を共有化し、健康管理棟として学生・教職員の心身の健康を担う存在となっている。

##### イ. 障がいのある者に対する支援体制

本学では、障がいのある学生を「障害者手帳」の有無で把握している。障がいの状態把握の方法としては、入学受験段階で申請するものが多数を占めるが、個人情報に係わる部分が多いために本人が申請をためらい、入学後の健康診断で判明する場合もある。また、不幸にも在学途中で不慮の事故により、障がい者となる場合もある。これらの学生が健常者と同じ教育、支援が受けられる環境を継続して整えていく必要があると考え、以下のような措置をとっている。

まず、入学前に障がいのある学生と連絡を取り状況を聞いている。入学した学生が快適な学生生活を過ごせるように、年度初めに保健センターが中心となり、該当者の学籍情報と障がい状況をまとめ「取扱注意」資料として各部・関係部課所に通達し配慮を要請している。

## 第VI章 学生支援

また、障害者手帳は持っていないが、学習・生活支援を要する学生も多く在籍しており、個別に対応している。

スポーツ科学などの授業では「見学」などの配慮や一般授業では配布プリントを増やすなど、授業担当教員の理解・協力のもと、他の学生と同様に授業を受けられる環境を整えている。障がい者の大多数を占める肢体不自由者への対応として、入学時に学生課員と一緒にキャンパスを回り、スロープ、エレベーター、専用トイレ、手すりや自動ドア等の場所を確認している。また、許可制で学内の指定場所への自動車乗り入れや、一部の食堂では食器を載せるワゴンの貸出も行っている。下宿についても大学近隣で車椅子入居可能な物件があるので案内を行っている。「その他」に含まれる障がい者への対応は、その都度障がいの度合いに適した検討を行い、学生が不利益にならない配慮を行っている。

大学が把握している「身体障がい者」以外にもケガや体調不良による一過性の身体不良者への対応も行っており、自動車での構内乗入許可や定期試験期間中の特別受験、欠席届の作成による授業担当教員への連絡など、ケガや病気の状況に応じた対応を行っている。

しかし、大学の対応が学生本人や家族にとっては過剰な対応として受け止められる場合もある。学生本人・家族と話す機会を設けて、学内の関係部課所・学部との連携を取りながら誤解の無いような協力体制を整える必要がある。過去に視覚障がい者のノートテイクのボランティアを募ったが、ノートテイクを行う学生と障がい学生の間には多くの取り決め事項が必要である事がわかり、双方にとって負担の原因となっていた。

最近では、心に障がいのある学生も増えている。これらの学生については、大学が把握している障がい者以上に現状把握が難しく、学内の専門家の意見を聞きながら対応を模索する場合が増えている。また、この問題は個人情報への取扱いに細心の注意を払う必要がある。障がいを持つ学生が本学の高校や短大からの入学者でもある場合も増えており、個人情報の取扱いに充分配慮したうえで、前任担当者からの情報の引継ぎも必要となっている。なお、2011（平成 23）年度からは学生相談センターには専任のカウンセラーが 3 名常駐する体制となり、2014（平成 26）年度からは 4 名（1 名は名城公園キャンパスに配置）で対応にあたっている。

### <2>商学部

入学時のオリエンテーションにおいて、学習ならびに生活ガイダンスを実施している。

一年次に開講される「商学入門」では、商学部でどのようなことを勉強するのか、卒業までに何をどのように学ぶのかという「商学」の基礎を学習する科目であるが、その一方で、学生としてこの 4 年間でいかに過ごしていくかといった学生個々に将来を見つめさせながら、今何をしなければならないのかを熟考させる機会を学生に提供している。

「商学入門」を担当する複数の教員は、連携を取りあって指導方針を検討し、新入生が今後有意義な学生生活を送れるようにとの指導を行っている。

### <3>法学部

大学全体の学生支援を検討する学生委員会や、学生相談センターには、法学部からも委員が選出され、その検討・相談業務に従事している。

障がい者が入学した場合、主に保健センターからの連絡を受け、学部執行部（学部長および教務主任）がその存在を把握し、学修・生活につき配慮が必要である旨を申し合わせるとともに、当該学生の授業担当教員には、個別に連絡したうえで、配慮を指示している。

**<4>歯学部**

毎年、3月末に全学生に配付するキャンパスガイドに「生活・注意事項（学生相談、アパート・下宿、学生証の取扱い、学割証の取得法等を含む）」、「学籍について（休学、復学、転部・転科等の説明を含む）」、「学内外での事故等（保健室、愛知学院大学災害共済会、学生教育研究災害傷害保険、任意加入保険等の紹介を含む）」、「学外での留意事項（悪徳商法等のトラブルへの対応を含む）」、「奨学制度（奨学金制度の紹介と獲得のための援助を含む）」等の項を起こし、学生支援に関する方針を提示している。

**<5>文学部**

特になし

**<6>経営学部**

特になし

**<7>総合政策学部**

学部レベルでの学生支援は、15名～20名前後の小クラスであるリサーチプロジェクトI ab、II ab、III ab、IV abにおいて、担当教員が、授業関連、就職活動など大学生活全般について対応するようにしている。

**<8>心身科学部**

学生支援に関する方針は、学科独自に定めて明文化したものはない。しかし、教育目標達成のために必要である学生生活の安定に関する教員の意識は、週一回の頻度で開催される学科会議にてよりよい学生支援のあり方の検討や問題のある学生への対応等を協議する中で確認・共有・強化されている。

**<9>薬学部**

特になし

**<10>経済学部**

学生支援の方針は全学的なレベルにおいて明確化されており、経済学部はそれに基づいて支援を実施している。学部レベルでは、専任教員からなるアドバイザー制度を設けて学生支援を実施するとともに、教員のオフィスアワーを導入することによって学修の支援体制を整えている。これらの制度は、履修要項、講義概要などをとおして学生に周知されている。

**<11>教養部**

特になし

**<12>商学研究科**

特になし

**<13>法学研究科**

特になし

**<14>歯学研究科**

「長期履修制度（職業を有している等の事情で、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する制度）」を定めている。また、標準修業年限を超えて在学延長を希望する学生のために授業料の減免措置を受けられる制度が設けられている。更に、経済的理由などにより博士課程を単位修得満期退学した者が、研究員となって本学の研究施設を利用して研究を継続できる制度も設けている。大学院生の学会・研究出張を経済的に支援するため「愛知学院大学における学生の研究発表に係る交通費等助成に関する取扱規程」

を定めている。

**<15>文学研究科**

特になし

**<16>経営学研究科**

特になし

**<17>総合政策研究科**

研究科としては学生支援に関する方針を独自には定めていない。

**<18>心身科学研究科**

- ① 奨学金による支援は継続的に受けている。
- ② 2015（平成 27）年度から、後援会の補助金を使用させていただき、下記のように学修支援を始めている。心理学専攻では年度初めに新入院生への学修支援懇親会を開いた。健康科学専攻でも、夏季休業前に修士論文中間発表に合わせた懇親会を開いた。
- ③ 心理学専攻・臨床心理士養成コースでは、心理臨床センターでのさまざまな研究会への所属や相談事例の共同担当などを通じて、在学生から臨床活動に関わるマナーや専門知識を学ぶ機会が用意されている。

**<19>薬学研究科**

2012（平成 24）年 7 月に社会人入学生のための「愛知学院大学大学院薬学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する内規」を、2012（平成 24）年 10 月に「リサーチアシスタント内規」を研究科委員会で策定している。本学では薬学に関する研究・教育を通じた学問の水準向上を目的とする愛知学院大学薬学会が設置されている。その中に大学院生の学会出張を経済的に支援するため「愛知学院大学薬学会旅費規定」が定められている。

**<20>法務研究科**

法務研究科では、全学体制の学生相談センター、保健センター及び同窓会と連携しての学生支援のほか、法務研究科学生委員会を設置し、①個別学習室及び個別学習室担当教員に関する事項 ②法科大学院図書室に関する事項 ③教員学生協議会に関する事項 ④研修生に関する事項 ⑤その他、学生生活に関する事項を審議し、法務研究科委員会の下で学生生活全般についての支援、指導並びに相談対応を行っている。

また、ハラスメントに関する規程は、全学を包括する「愛知学院大学ハラスメントの防止および処理に関する規程」により対応している。

**(2)学生への修学支援は適切に行われているか。**

**<1>大学全体**

本学では、学生が安心して学業に専念できるような環境づくりを心がけている。学生が休・退学で学業を停止してしまうことのないようにサポートをする事は、その中でも重要な案件であり、大学としても全力で取り組んでいる。

休・退学者の状況把握は、学生が最初に相談に来る学生課窓口にて書類ならびに学生から口頭で事情を聞くことにより行っている。また、本学ではアドバイザー制度を設け、全ての学生が教養部、若しくは所属学部 of 教員に振り分けられている。担当教員がアドバイザーとして、学習面・生活面の双方から自分の担当学生に対し状況把握ならびに助言を行っている。特に教養部では、1,2 年次生を中心に学習上で困難を感じている学生のために

「学習支援室」を設け、こうした学生への支援を行っている。また、歯・薬2学部に対しては2年次以降の専門教育へ円滑に繋がるよう教養部の自然科学科目担当者を中心に「補習授業」を行うなど、きめの細かい指導を行っている。これにより、最も重要な入学時の学生生活導入部分を補助できる体制ができているといえる。さらに、退学希望者の書類手続きにおいても担当アドバイザーの面接指導を受けるよう窓口で徹底させている。このアドバイザー制度は1,2年生時だけの制度であり、3年次からは各学部のゼミナール指導教員が引き継ぐこととなる。大学生活において、教員との接触時間が多く持てることは、本人の修学目的の具現化に有効なものとなる。一方で、「オフィスアワーの時間に相談できない」、「教員の研究室に入りづらい」「2年次になると担当教員の授業がなくなり関係が薄くなる」という学生からの声もあり、教養部と各学部との緊密な連携が必要である。さらに教務課窓口においても、成績不良者への成績指導および次学期への履修指導を行い、必要に応じて教養部と各学部と連携を図っている。

休・退学を希望する学生の多くは、大学での人間関係に問題をかかえている場合や、修学意思の低下や将来について悩んでいる場合が多い。この場合、保証人（保護者）を含めた面談・相談において適切なアドバイスを行っている。特に休学者に対する復学支援として、カウンセラーによる相談週間を設け、復学に向けてのサポートを実施している。また、後述でも記しているとおり、経済的な理由により修学が困難な学生に対し大学独自の奨学金（給付型）募集を行っている。また貸与型ではあるが、従来から提携している教育ローンの選択肢を広げるべく、新たに1社と契約を結んだ。その結果、前年度と比べ除籍者を大幅に減らすことができた。

#### ア. 奨学金等による経済的支援体制

本学では、経済的な理由により修学が困難な学生に対する経済的支援措置について、日本学生支援機構奨学金制度を基本とし、それを補完する制度として大学独自の奨学金制度を運用している。

#### (ア)大学独自の奨学金制度

本学独自の奨学金制度はすべて給付型となっている。学科ごとに選抜された成績優秀者に対しての経済的なバックアップを行う「特待生制度」「新入生特待生制度」、過去1年以内に家計急変により修学が困難となった学生に対して経済的支援を行う「応急奨学金制度」、学業成績優秀者に対して、経済的理由により修学が困難と認められた学生に対して経済的支援を行う「開学50周年記念奨学金制度」、単位取得のために海外留学する学生に対して経済的支援を行う「海外留学生奨学金」の5つの制度がある。

また、2009（平成21年）度より厳しい経済不況下での本学の緊急支援体制において、「応急奨学金制度」の対象範囲を新入生まで拡充し、採用人数を50名から100名へ、また「開学50周年記念奨学金制度」の採用人数も30名から60名へと倍増し、学力と人間性に優れた学生と、その家族の負担を軽減するための経済支援措置を実施している。

#### (イ)大学院独自の研究助成制度、奨学金制度

大学院生（在学延長者も含む）の研究推進に資するために、本学では次の事項について研究助成、奨学金給付を行っている。

##### ① 研究推進費

指導学生が在籍する教員が研究推進上必要と思う図書・消耗品等を購入するための経

## 第VI章 学生支援

費として助成している。

- ・前期課程の学生1人に対し年額3万円
- ・後期課程の学生1人に対し年額5万円

### ② 学会参加費

後期課程の学生が学会に参加発表する場合、交通費・宿泊費の一部を補助している。学生1人が申請できるのは年額5万円までとしている。

### ③ 論文等複写費

前期・後期課程に在籍する全学生に文献・資料等の複写費用として、年額5,000円分のプリペイドカードを年度当初に配付している。

### ④ 紀要刊行費

大学院学生が発行する研究成果発表誌(紀要)の刊行に際し印刷費の一部を各研究科50万円を上限として助成している。

### ⑤ 大学院特別奨学生奨学金制度

この特別奨学生奨学金は、学業人物共に優れ、他の模範となる者を対象として、研究科・専攻毎に各学年1名を選考し、奨学金として年額300,000円を交付している。

### (f) その他補足する奨学金制度

文学部・心身科学部・商学部・経営学部・法学部・総合政策学部・歯学部の各学部同窓会事務局が運用している奨学金制度を取り扱っている。また曹洞宗宗門系の学校として曹洞宗宗務庁が運用している貸与型の曹洞宗育英会奨学金や給付型の曹洞宗宗内生奨学金など対象範囲は限られるが、大学独自の奨学金制度の補足する制度として取り扱っている。

### (g) 災害時等見舞金制度

風水害、火災その他非常災害により、学生・本人の住居または家財その他に損害を受けた場合に、本人または父母の届出により学費等免除や分納する見舞金制度を設けている。

### (h) 新入生特待生制度

本学入学試験の成績が優れている学生を対象に、新入生特待生制度を設けている。選抜されると1年次の入学金、施設資金、教育充実費、授業料(歯学部は歯学教育充実資金の半額)が免除され、2年次以降でも成績上位5%以内であれば特待生として引き続き奨学金の給付(年額30万円)が受けられる(2013(平成25)年度入学生より成績上位10%以内)。ウ. 近年増加しているケースとしては、精神的な問題により修学が難しくなっているというケースである。このケースについては、まず保健センターにて入学時にその病状を把握し、その後のケアとしては、学生相談センターに専任のカウンセラーを3名常駐させ、その対応にあたっている。学生相談センターには休学中の学生が通う場合もあり、休学中における大学との繋がりの一つとなっている。

## <2> 商学部

学生の質問は個々の授業内で回答することが基本であるが、それ以外に教員はオフィスアワーの時間で、学生からの修学上の問い合わせに応じている。オフィスアワーの時間は、ホームページにて公開し、学生に周知させている。なおオフィスアワー以外の時間であっても、研究室へ来訪する学生に対しては、随時相談等に応じている。

## <3> 法学部

全教員がオフィスアワーを設けているほか、「法学部学生相談室」が別に設けられており、

学生からの相談に対応できるよう配慮している。また、前述のように、学生による学生に対する学修・生活相談の場としての「ぴあさぼ」を設け、毎週水曜日 4 限の時間帯において相談に応じている。

奨学金については、法学部独自のものとして、法学部同窓会事務局が運用している奨学金制度（給付型）を設けている。

#### <4>歯学部

毎年、3月末に全学生に配付するキャンパスガイドに、学生の利用できる修学支援策と支援を受けるための手続等を網羅して紹介しており、事務室窓口で相談の申し込みをすることにより、相談内容に応じた修学支援が受けられるシステムが構築されている。各学年には学年主任として1～2名の歯学部教授が配置され（4～6年生については、学年主任に加えて各学年に2名の副主任が配置されている）、学年主任・副主任に修学に関する諸問題について相談し、指導・助言を受けることもできる。2014（平成26）年度からCSS（Communication Support System）を導入しており、1年生から4年生の全学生に対して、基礎系教員1名が15～20名の学生を担当する形で配置され、学年主任と共に学生を援助・指導する体制がとられている。更に、6年生に対して専用のビルを用意し、グループ学習等多様な学習形態に対応でき、効率的な学習を可能にする環境を提供している。

#### <5>文学部

特になし

#### <6>経営学部

特になし

#### <7>総合政策学部

「リサーチプロジェクト」科目では専任教員がアドバイザーとして、学生の指導を行っている。全教員が設定するオフィスアワーや、講義の前後での学生対応を行っている。また、何らかの問題がある学生について、学部長、教務主任が中心となり、保護者との連携も行って対応している。

#### <8>心身科学部

各年次には学科独自の修学オリエンテーションを丁寧に行い、特に新入生に対しては卒業までの4年間の修学に関するイメージを構成させることに注力している。また、オフィスアワーを各教員が設定して学生の修学相談に応じる体制のみならず、一年生時には少人数の班を構成したスタートアップ心理学の班担当教員がいわゆる担任の先生的な役割を採り大学生生活最初期の修学目標の設定・向学心の維持向上等を図っている。三、四年生次にはゼミナール担当教員がこれを行うが、懇親会やゼミ合宿等のイベントの開催による学生間の連携の強化も修学意欲の向上に寄与している。なお、本学科には実験助手室を設けて心理学実験演習を担当する実験助手が4名配置されているが、学科の修学全般に関して学生の相談を受けて対応する一翼を担っている。

#### <9>薬学部

特になし

#### <10>経済学部

学業や学生生活全般に関する修学支援は、アドバイザー制度を通じて実施されている。1年次生は主として教養部のアドバイザーの支援を受け、2年次以上においては経済学部教員

## 第VI章 学生支援

がアドバイザーとなって学生を支援している。さらに、経済学部教員がオフィスアワーを設定して、学修に関する学生の質問、相談に適切に対応している。

### <11>教養部

特になし

### <12>商学研究科

特になし

### <13>法学研究科

研究科主任やとりわけ各学生の指導教授が学生と密接にコンタクトを取り、学業上の相談を聞くなどして学生の支援にあたっている。

### <14>歯学研究科

各種の「奨学金制度」と「長期履修制度」を学生募集要項で紹介すると共に、入学後は歯学部事務室が各種の奨学金および研修助成金の応募情報を提供し、書類作成・提出を援助している。

### <15>文学研究科

特になし

### <16>経営学研究科

特になし

### <17>総合政策研究科

特になし

### <18>心身科学研究科

研究推進費は執行可能時期に課題はあるかもしれないが、院生には有効に使用させていただいている。論文等の複写費も有効に使用できている。

大学院特別奨学生奨学金制度にも、心理学専攻 4 名と健康科学専攻 1 名を採用していただき修学支援にたいへん役立っている。開学 50 周年記念奨学金制度の申請者は 2015（平成 27）年度はいなかった。教員による就学支援については、心理学専攻・臨床心理士養成コースでは、院生が個別に担当して実践力を身につけていく事例に対して、授業外の学習支援として個別スーパーヴィジョンを定期的に行っている。

### <19>薬学研究科

各種の「奨学金制度」と「長期履修制度」を学生募集要項ならびに大学院説明会で紹介するとともに、入学後は薬学部事務が各種の奨学金および研修助成金の応募情報を提供し、書類作成・提出を援助している。

### <20>法務研究科

法務研究科では、学生が安心して学業に専念できるような環境づくりを心がけ、学生が休・退学による学業の停止のないように全力で取り組んでいる。

専任教員全員がオフィスアワーを設定し、設定時間の掲示板及び研究室扉への掲示による周知の上、授業に関する中心に相談・支援を行っている。

また、本研究科出身のチューター弁護士による学生目線での学業支援を行うとともに司法試験に向けての相談対応も行っている。

休・退学に至る学生には、個別学習室担当教員の面接・相談において適切なアドバイスをを行っている。

経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金の他に、本研究科独自の奨学金として、①学業、人物ともに優秀かつ健康で入学した者に対し、法学既修者コース入学者 10 名に、入学金、入学年次の授業料および教育充実費の全額相当額を給付、法学未修者コース入学者は、法科大学院全国統一適性試験総受験者の成績上位 10%までの優秀な成績で入学した者 4 名に、入学金、入学年次の授業料および教育充実費の全額相当額を給付し、法科大学院全国統一適性試験に関する上記基準に該当しない入学者で、入学試験の合計点が満点の 7 分の 5 以上の優秀な成績の者 3 名に、入学金、入学年次の授業料および教育充実費の半額相当額を給付する奨励奨学金制度。②学業、人物ともに優秀かつ健康で進級した者に対し、既 2 年次へ進級した者 10 名に、既 2 年次の授業料および教育充実費全額相当額を給付、未 2 年次又は未 3 年次へ進級した者は、前年度の成績が GPA2.8 以上の者 4 名に、進級年次の授業料および教育充実費の全額相当額を給付し、前年度の成績が GPA2.6 以上の者 3 名に、進級年次の授業料および教育充実費の半額相当額を給付する給付奨学金制度がある。

また、優秀な法曹の育成を目的とし、法曹資格の取得に向け強い信念を有する者で、学業、人物ともに優秀な学生の修学を支援するため、未 2・既 1 年次生および未 3・既 2 年次生を対象とする各学年次春学期までの成績優秀者に対し、愛知学院大学大学院法務研究科特別奨励賞として、既 2・未 3 年次生を対象に、A 種特別奨励賞(副賞 35 万円)を授与、既 1・未 2 年次生を対象に、B 種特別奨励賞(副賞 15 万円)を授与する。

それ以外にも本学全学生対象の愛知学院大学開学 50 周年記念奨学金、法学部同窓会による奨学金制度があり、奨学生の応募窓口を設け、学生に周知している。

また、本学と東京三菱 UFJ 銀行が提携した教育ローンもある。

その他、中部地区の法科大学院の入学者の中から NPO が選抜する奨学金制度として「ロースクール奨学金ちゅうぶ」がある。これは将来弁護士過疎地域で弁護士になる意思のある者を対象にした制度である。

### **(3)学生への生活支援は適切に行われているか。**

#### **<1>大学全体**

##### ア. 学生の健康管理（保健センター）

学生の健康管理を目的として、「健康管理棟」1 階に保健センターが設置されている。開室時間は平日午前 9 時から午後 6 時、および土曜日の午前 9 時から午後 12 時 30 分である。

スタッフは、医師（教員兼任 4 名、非常勤 2 名）、看護師（常勤 2 名、非常勤 2 名）、歯科医師（教員兼任 1 名、非常勤 3 名）、歯科衛生士（非常勤 1 名）で構成されている。主な業務として、定期健康診断、一般健康相談、女性健康相談、精神健康相談、歯科矯正相談、歯科診療、救急応急措置。健康診断証明発行などが挙げられる。また入学手続き書類の「入学時健康調査票」をもとに、疾患や障がいのある学生への面接を行い、必要に応じて修学上の配慮を関係部署に依頼している。2014（平成 26）年度には精神科医師による「睡眠と健康」についての講演会を開催して教職員への理解を促した。

##### イ. 学生の生活相談、心理相談（学生相談センター）

学生相談センターは「健康管理棟」2 階に設置されており、開室時間は平日は午前 9 時から午後 5 時 30 分、土曜日は予約に応じて相談を受け付けている。

臨床心理士の資格を有する専任カウンセラーが 4 名常駐しており、日常の相談業務に加え、

## 第VI章 学生支援

突発的な問題が生じたときにも対応できる体制が整えられている。保健センターや教職員、保護者、学外機関との連携のもと、学生相談業務が行われている。面接室のほかに「コミュニケーションスペース」が設けられており、安心して交流できる場、休息の場、学内の居場所として利用されている。また、各学部より選出された学生相談センター相談委員（教員）により、「なんでも相談」や「スポーツ推薦入学者への面接」を行っており、学生生活の助言指導や競技活動の安全に努めている。学生への周知は、大学ホームページや新入生向けの配布物に記載するとともに、「新入生向けスタンプラリー」を行い学内の支援機関を紹介している。2011（平成23）年の秋学期からは、学生生活の向上を目的として1年生全員を対象としたアンケートを行い、入学してから半年間で学生らが感じる不満や学生生活への希望などの調査を行っている。

また、退学者の減少を目的として、退学につながりやすい休学中の学生に向けて「休学者のための相談週間」を実施している。復学した際に、円滑に大学生活を送れるよう援助している。

### ウ. 喫煙、AED、熱中症に関する啓発活動

2006（平成18）年度より保健センターが中心となり、学生と教職員が「受動喫煙防止キャンペーン」を実施し、学内の喫煙マナー向上に努めている（2013（平成25）年延べ参加者数425人）。2009（平成21）年度には、教職員を対象に「救急蘇生法(AED)講習会」（AEDは学内15箇所に設置）を開催した。また、学生課が中心となり、課外活動における健康管理・事故防止についての意識を高めるため、「熱中症対策講習会」を毎年開催している。

### エ. ハラスメント防止のための配慮と措置

本学におけるすべての教職員、学生および本学と関係を有する者が対等な個人として尊重され、人権侵害や性差別としてハラスメントのない快適で安全な環境の下で教育・研究・学習および業務を行う機会と権利を保障することを目標としている。

本学では、教育・研究活動の場として、学生、教職員、その他本学と関係を有する全ての者が、安心して学習・教育研究・就労することができる良好な環境を確保し、維持することを目指して、いかなるハラスメントも容認しない取り組みを進めている。万一、ハラスメントが発生した場合には、2009（平成21）年12月1日施行の「ハラスメントの防止および処理に関する規程」<sup>8)</sup>に従って、学内での適切な調査と手続きを経たうえで、適正・公正な措置を講じることにしている。

この目的を達成するために、①発生および対処の状況把握 ②必要な施策の基本方針の策定 ③調査・調停委員の指名を任務とする「ハラスメント統括委員会」（委員の構成：学長、学生部長、教務部長、キャリアセンター部長、事務局長）および①ハラスメントの防止ならびに啓発および研修のための方策決定 ②事件を解決するための措置の決定を任務とする「ハラスメント対策委員会」（委員構成：学生部長、事務局長、学生委員会委員長、各学部および教養部から選出された教育職員各1名・学生部長および事務局長が推薦する事務職員各1名、ただし、相談者への配慮として、委員のうち少なくとも2名は女性でなくてはならない）を設置している。また、統括委員会が必要と認めたときには、①事実関係の調査 ②当事者間の和解のための調停 ③事件解決のために必要な措置の検討を任務とする「ハラスメント調査・調停委員会」（統括委員会が指名した委員より構成）を設置することとしている。

その他に、「ハラスメント防止のためのガイドブック」というリーフレットを作成し、学内情報スタンドに設置および新入生全員に配布して周知徹底を図っている。

「ハラスメントの防止および処理に関する規程」を策定するために、検討会議を複数回おこない、しかるべき制度の確立に向けて全学的な努力をおこなった。有効性の期待できない外見だけの制度で済ませるならば、被害は防止できず、救済を求める被害者の期待を裏切り、行為者は改善されず、結局は大学への信頼が損なわれることになる。専門的知見に依拠しながら学生、教職員だけでなく、本学が受け入れた研究者および委託業者等本学の教育研究または業務において関係を有する者の意見を反映できるよう配慮した。

オ. その他の学生支援

「大学生のための特別講演会」としてダライ・ラマ法王を招聘し講演会を開催し、本学特任教授である池上彰教授との対談も行った。

学内食堂（第3食堂）の改修に伴い、学生から強い要望があったカフェコーナーを新設し、好評を得ている。

スポーツセンターでは利用者を増やす取り組みとして、トレーニング室の開館時間を延長した。またイベントとしては学生の体力向上や健康増進を目的とした「体力測定会」やラテン系の音楽とダンスを融合させて創作されたダンスフィットネスエクササイズ「ZUMBA（ズンバ）」などを行った。

## <2>商学部

商学部では、毎年度初めに数日間に亘り「なんでも相談会」を開催している。授業に関することはもとより、進学や成績、就職や日常生活にいたるまで、文字通りあらゆることに関して学生の相談に複数の教員が応じる時間を設けている。これ以外の期間にあっても、オフィスアワーにおいて、学生生活上を含めた相談に応じることができる。

## <3>法学部

学生相談センターには相談委員が選出されており、「何でも相談」等に従事している。また、ハラスメント対策委員会にも委員が選出されている。

前述のオフィスアワーや学生相談室、「ぴあさぼ」は、学生の生活支援のためにも機能している。

## <4>歯学部

上記のように、毎年、3月末に全学生に配付するキャンパスガイドに、学生の利用できる生活支援策と支援を受けるための手続等も網羅して紹介しており、事務室窓口で相談の申し込みをすることにより、ハラスメントを含め相談内容に応じた生活支援を受けられるシステムが構築されている。各学年には学年主任として1～2名の歯学部教授が配置され、学年主任に学生生活に関する諸問題について相談し、指導・助言を受けることもできる。2014（平成26）年度からCSS（Communication Support System）を導入しており、1年生から4年生の全学生に対して、基礎系教員1名が15～20名の学生を担当する形で配置され、担当教員が学年主任や事務室と連携して、学生への生活支援を提供する体制がとられている。また、学生の健康相談および学内での身体の異常に対応するため保健室を設置しており、必要に応じて医療施設に紹介する等の措置をとっている。さらに、心理的問題をもつ学生への対応を図るため、保健室で予約することにより心理カウンセリングも受けられる体制が整えられている。

**<5>文学部**

特になし

**<6>経営学部**

特になし

**<7>総合政策学部**

特になし

**<8>心身科学部**

各年次のオリエンテーションでは学生生活に関するオリエンテーションも丁寧に行っている。修学指導同様、特に新入生に対しては卒業までの学生生活の展望と迷ったり困った際の相談先等のオリエンテーションをしっかりと行っている。相談体制についても修学指導と同様の体制で行っているが、欠席の多い学生に対するこまめな注意喚起や指導は修学指導というよりも生活指導の側面が強い。また、生活上の大きな悩みや鬱等の精神的問題あるいは発達障害等による問題については、保健センターや学生相談室との連携を密にし、学生のレジリエンスの強化と生活の立て直しを図っている。

**<9>薬学部**

特になし

**<10>経済学部**

経済的な生活支援は全学的な枠で設定されている奨学金制度を活用して行われている。学生生活にかんする支援は、学生課と連携しつつ経済学部教務主任と学生委員が中心となって適切に対応している。

**<11>教養部**

特になし

**<12>商学研究科**

特になし

**<13>法学研究科**

特になし

**<14>歯学研究科**

学生の健康相談および学内での身体の異常への対応には保健室が当たっており、必要に応じて医療施設に紹介する等の措置をとっている。心理的問題をもつ学生は保健室で予約することにより心理カウンセリングを受けられる。1名の学生には、主科目、選択科目、副科目の少なくとも3名の教員が関与しており、学生は生活支援に係る問題についてこれらの教員、研究科主任、研究科長に相談することが可能である。

**<15>文学研究科**

特になし

**<16>経営学研究科**

特になし

**<17>総合政策研究科**

学生の生活支援などは、大学の制度に依存しており、研究科としては独自におこなっていない。

**<18>心身科学研究科**

定期健康診断の院生の受診率がたいへんよい。

**<19>薬学研究科**

学内での怪我や病気ならびに学生の健康相談は保健室が対応し、必要に応じて医療施設を紹介する等の措置をとっている。心理的な支援を要する学生は保健室で予約することにより心理カウンセリングを受けることができる。

**<20>法務研究科**

主に、大学院生活全般における悩みについて学生委員会が窓口となって対応している。また、学生の個別学習室ごとに担当教員を配置し、きめ細かな対応ができる体制を整えている。さらにチューターによる学生生活全般の相談対応に加え、全学向の学生相談室、心理臨床・教育相談室との連携可能な体制をとっている。

学生委員会所管で全学生を対象に、毎年春学期:5月～6月・秋学期:10月～11月の間の一週間を利用し、個別学習室担当教員が、各学習室の学生と個人面談を実施し、学修の進捗状況、学習環境に関する要望、授業への要望や心身の健康に関する事柄について面談を行い、本研究科委員会でその内容を報告し、学生の学習環境の改善のための資料としてきた。相談助言の実施は、原則として面談室を利用することとしている。場合によっては、教員研究室を用いて実施することもある。

また、全教員と学生との協議会(学生・教員協議会)を、例年6～7月に開催している。定例の協議会以外にも、適宜、学生から要望があれば協議会を持ち意見交換ができるようにしている。

さらに身体的な悩みや健康の保持・増進については、大学施設内に設置されている保健センターおよびスポーツセンターにおいて問題・目的に応じた対応が可能となっている。

毎年度春学期開始直後に、全学生の定期健康診断を実施し、健康診断の結果によって必要な場合には精密検査を行い、学生が卒業するまでの健康管理を行っている。

ハラスメントに関する規程は、全学を包括する「愛知学院大学ハラスメントの防止および処理に関する規程」の準拠により、本研究科独自の規程は備えていない。研究科内での対応は、学生委員会が窓口になり可能な限り適切かつ迅速に対応できるよう体制を整えている。同時に、各個別学習室担当教員が随時相談可能な体制を整えている。このことは、オリエンテーションにおいて周知している。

本研究科の障がいのあるものに対する支援体制では、過去において身体に障害を有する学生を数名受け入れ、修学した実績はある。学生数およびクラスの規模も小さいことから、教員・事務職員が把握しやすい状況にあり、さらに個別学習室担当教員との面談等において、障がいの事情を把握し個々の対応が可能である。前述の通り障害を有する学生に対し十分なケアが行き届く環境にあり、修学に際しての受け入れ態勢は用意されている。学生の障がいの状況や要望に応じ可能な限りより良い学習環境を提供できている。以前に修学した肢体に障害を有する学生からも「バリアフリーが行き届いているため、他の公共施設の多くで感じるような不便について、学生生活の中では感じたことがない」旨の回答を面談等から得ている。

#### **(4)学生への進路支援は適切に行われているか。**

##### **<1>大学全体**

2014（平成26）年4月に名城公園キャンパスが開設し商学部・経営学部・経済学部の学生（2年生以上）が移動した。進路支援組織として6名の職員を配置したキャリアラウンジを設置。日進キャンパスのキャリアセンター就職課とともに学部毎の担当者を配置し、学生から担当者の顔が見える支援体制を取っている。学生側から見ると相談相手が固定されることにより、きめ細やかな学生との相談や指導をすることが可能となり、継続した効果的な進路支援が行える利点がある。進路指導を行う職員には、キャリア・コンサルティング技能士3名、キャリア・コンサルタント3名の有資格職員を配し進路支援の高度化を図るとともに、職員間の相互研修を通じてスキル向上を図っている。

障がいを持つ学生の支援は学生相談センターと協働して対応し、全学生と同様に各学部担当者がフォローする体制を取っている。留学生・大学院生も専任担当を置き、求人等の情報を適確に伝えるよう対応している。また、障がい者・留学生・大学院生向けに専用のガイダンスを行い、進路に関する情報の提供に努めている。なお、両キャンパスでのガイダンス・講座等は同一内容で行っており、所属キャンパスに限らず、学生はどちらのキャンパスでも就職相談が可能で、その情報はキャンパス間で情報交換を行い共有している。

学生への支援施策は学年が進むごとにその年次に合致したプログラムを用意し、大学卒業後の各人のキャリアデザインが円滑にできるように計画を組んでいる。プログラムは「自身の進路を考える全体ガイダンス」「採用試験に対応する各種講座」「学生自身の将来設計に寄与する資格取得講座」等があり、「就職」に特化したプログラムではなく、大学卒業後のキャリアを広い視野で考えていくものとなっている。また、企業への就職のみならず公務員や教員を志望する学生のための講座等も別に用意し、多岐にわたる進路分野をフォローしている。以下に各プログラムの概要等を記す。

##### ア. 1年次からのキャリア教育

学生が自らの資質を向上させ、卒業後に社会的及び職業的自立を図ることを目的とした全学共通科目「キャリアデザイン」を設置している他、各学部では「キャリアデザインと法学（法学部）」等の独自のキャリア教育科目を設定している。

##### イ. 就職ガイダンスの実施

低学年のうちから将来の自分やキャリアを作るために“大学生活をどのように過ごすか”を説明する低学年次対象の「キャリアガイダンス」及び、3年次からの就職活動に向けた「進路・就職ガイダンス（年間4回）」を7月から全学部合同で開催している。就職活動の流れから順を追って、業界・企業研究の仕方、エントリーシートの書き方、面接試験の注意点等を伝える内容となっている。

##### ウ. 各種対策講座の実施

就職試験対策として3年次の学生を対象に以下の講座・模擬試験を両キャンパスで複数回開講した。

- ①「SPI 模擬試験」
- ②「筆記試験(SPI)対策講座」
- ③「就職実践講座（自己分析講座、集団面接講座、履歴書 ES 添削）」
- ④「ビジネス実践講座（業界・職種研究、求人票の見方）」
- ⑤「日本経済新聞活用講座」
- ⑥3年生対象「女子学生のための就職ガイダンス」「身だしなみ講座」
- ⑦「トップランナー養成講座」3年次の秋学期中に全10回の講座で就活に向け

でのトップ集団を形成するために開講

#### エ. インターンシップ支援

本学のインターンシップは春学期の第1週に参加登録、企業や官公庁での働き方や社会人マナー、エクセルやパワーポイントの使い方といった研修を重ね、6月に参加企業等とのマッチングを行い研修先を決定する。その後、夏休み期間中の10日間以上を企業・官公庁で研修する流れである。研修報告書は研修終了後1週間以内にキャリアセンターに提出する。さらに研修先からは参加学生の評価表を頂き、秋学期に各学部での報告会さらに大学全体報告会を行う長期間のプログラムである。本学ではインターンシップを2単位の授業と認めており、2015（平成27）年度には345名の参加、受入れ企業は231社であり、最近では官公庁・金融機関を希望する学生が増えている。また、外部経済団体や管内の他大学と連携した東海インターンシップ推進協議会に引き続き参画し、東海3県に本社を有する企業開拓を行った。

#### オ. 公務員試験受験対策他

公務員を志望する学生は多く、その要望に対応するため1年次から公務員の業務内容の実態を知らせるガイダンスや以下の各種対策講座を開催している。2015（平成27）年度は教員を含め146名の合格者があった。

- ① 「公務員志望者ガイダンス（1～4年生）」
- ② 「公務員説明会（人事院他の採用担当の実務者より実際の仕事の内容、求める人材像、試験についてのポイント等の説明）」
- ③ 4年生による「就職体験報告会（公務員）」
- ④ 各種対策試験（学内ミニ模試、公安職体力模試、論作文対策セミナー、面接試験対策セミナー）※2015年度は就職課で行っている
- ⑤ エクステンションセンターでの公務員対策講座として、1年次からの基本コース、2年次での基礎コース、3年次からは行政職・公安職コースを設定している。また2015（平成27）年度から名城公園キャンパスにおいても日進キャンパスと同様にリアルで学べる（遠隔講座ではない）2年生、3年生用の講座も開講した。
- ⑥ 教職課程委員会からの依頼による教員採用試験対策講座

#### カ. 各種の資格取得講座

本学では学生の幅広いキャリア形成を目的に、エクステンションセンターで簿記・ファイナンシャルプランナー等の資格取得講座を開講している。2015（平成27）年度は日進・名城公園キャンパス各々で開講し、計59講座を行った。受講者1,807名（前年度は1,136名）であった。

#### キ. 学内企業展・外部機関との連携

就職活動中の学生に的確な企業情報を提供するため学内で企業展を開催している。就職・採用スケジュールの変更のため、2015（平成27）年度は昨年同様、2016（平成28）年3月上旬に「学内就職セミナー（日進キャンパスでブース形式を3日間、名城公園キャンパスでスクール形式を4日間）」を開催し279社の出展があった。同期間に業界動向を含む詳細な説明を内容とした「ビジネス実践講座」にも26社が参加、合わせて延べ5,800名の学生が参加した。

多数の企業が出展する前記のセミナー以外に、5月以降の授業期間中には毎日1社ずつ招

## 第VI章 学生支援

聘し、学内で説明会と企業によっては簡単な面接を行い、2015（平成 27）年度は両キャンパスで延べ 179 社の参加があった。面接（または試験）を同時に実施するのは、企業にとって採用決定までの期間を短縮する狙いがある。

秋学期以降も就職活動中の学生を対象に、地域のハローワークのカウンセラーと連携した説明会や、民間人材会社（アデコ・日経ディスコ・名大社等）の協力の下、学生一人ひとりの希望にあわせた求人紹介を両キャンパスで行った。就活時期も終盤の段階では、内定が取れていない学生に対してきめ細かな指導が出来、一定の成果を得た。

2015（平成 27）年度もグループディスカッション対外練習を目的に「東部丘陵地帯大学合同講座」を開催した。本学の周辺大学に呼びかけをして合同で行なっているもので、2015（平成 27）年度参加大学は愛知淑徳大学 椋山女学園大学 東海学園大学 名古屋外国語大学 名古屋学芸大学 名古屋商科大学と本学の 7 大学の参加があった。

### ク. キャリア情報の提供・保護者との連携

キャリア形成を支援する情報を提供するためキャリアセンターホームページでは、学生専用ログイン情報として、各学年対象の求人やイベント情報、主に 2 年生から 3 年生を対象としたインターシップ・キャリアデザインの情報、公務員や教員志望の学生コーナー、4 年生を対象とした求人やイベント情報、また近日開催のイベント情報など、個々に合った情報を各自で確認できるようになっている。

また、子女の進路を心配される保護者に最新の的確な情報を提供するため、6 月には全国 26 都市で開催された大学後援会支部懇談会においてキャリアセンター職員が進路相談対応し、多くの保護者との連携を深めることが出来た。その一環として 2013（平成 25）年度からは 11 月の大学祭期間中に 3 年生保護者対象の「親のための就活説明会」を催しており、2015（平成 27）年度にも 268 組の出席があった。内容としては就活の現状、親が留意したいこと、学生の体験談発表があり熱心な質問も相次いで、たいへん盛況であった。

このように保護者と連携し学生のキャリアを考える試みは効果的なものであり、保護者宅（実家）へ年 5 回送付される「大学だより」にキャリアセンターからの情報の掲載を継続して一層の強化を図りたい。

また、Uターン施策としてUターンガイダンスを継続実施し、新たに岐阜県及び静岡県と就職支援に関する協定を締結した。

以上のようにキャリアセンターでは学生に対し各種の支援プログラム等を提供し、学生支援を推進している。また、教員・学部との連携は、全学部（歯学部を除く）から選出されたキャリア委員によるキャリア委員会や、各学部長・教務主任とキャリアセンターの学部担当者との定期的な意見交換会により行われ、学生のキャリア形成に関する満足度向上に寄与している。

### <2>商学部

1 年次開講の「商学入門」では、働くことの意義を説くとともに、将来展望の重要性を学習させている。初年次の段階から就職への動機づけを行うことは重要である。上級年次の科目やゼミナールの場においては、キャリアセンター等主催の各種行事への参加を学生に促し、就職のモチベーションを高めるよう努めている。

前述の「なんでも相談会」やオフィスアワー、その他時間の許す限り、研究室へ来訪する学生に対して、随時相談等に応じている

**<3>法学部**

前述のように、法学部においては、カリキュラム上の正規の科目として「キャリアデザインと法学」を設け、全15回のうち13回にわたって、毎回異なる法学部卒業生を様々な業種から講師に迎え、講義が行われている。

また、カリキュラム上の正規の科目として「法職演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」が設けられ、公務員試験や資格試験をめざす学生を支援している。

さらに、2014（平成26）年度から、外部業者に委託している宅地建物取引士試験対策講座に対する法学部同窓会・大学後援会からの助成が始まり、キャリア・アップのきっかけとして利用されはじめている。なお、同講座に対する助成については、従来、法学部同窓会からの助成で不足する分を大学後援会からの助成で補ってきたが、受講料の値下げ努力等の結果、2015（平成27年）度においては、結果的に法学部同窓会からの助成で足りた。

**<4>歯学部**

卒業後の進路については、臨床研修歯科医制度について6年生の学年主任等が、研修終了後の大学院歯学研究科への進学、歯学部専科専攻生・研究生としての修学継続については各担当教員が説明している。各種医療機関への就職などについては歯学部事務室が情報を提供し、進路選択を援助している。

**<5>文学部**

特になし

**<6>経営学部**

特になし

**<7>総合政策学部**

大学キャリアセンターと協働で、リサーチプロジェクトⅢab、Ⅳabで、就職活動のフォローをしている。特に4年生について、キャリアセンターと学部執行部で情報交換、打ち合わせを行い、就職希望学生が適切な活動ができるよう対応している。

**<8>心身科学部**

大学全体の支援に加え、進路支援については、オリエンテーションだけでなく1年生次より卒業後の就業等に関する学生の意識づけを意図した授業構成・指導を行っているが、特に3年生、4年生次のゼミナールではそれを強化して進路決定・就職活動・内定獲得へとつなげている。心理学科独自の資料展示や掲示物等で就職情報の提供にも努めている。

**<9>薬学部**

薬学部内に就職委員会設置し、外部の情報を学生に効率的に提供できるよう努めており、学生の就職及び進学等、幅広い進路選択を支援している。また薬学部棟1階に就職相談室を設け、コンピュータによるWeb検索や就職関連書籍や求人票、大学院情報等各種資料の閲覧が可能となっており、求人票については学内だけではなく自宅からでもアクセスできる体制を整えている。さらに、掲示物やWebメール等による情報提供、外部講師を招いてのガイダンスを実施するとともに就職担当職員を配置し、学生の相談を随時受け付けている。

**<10>経済学部**

将来の進路については初年次教育のなかで動機付けを行い、2年次以降にキャリアラウンジと連携して本格的に実施している。キャリアラウンジが開催する多様な支援事業への

## 第VI章 学生支援

参加を学生に促している。インターンシップを充実させるべく「経済学部特別インターンシップ制度」を実施している。これは、経済学部と提携する行政機関、企業において学部推薦の学生がインターンシップを実践するものである。

キャリア形成を促進すべく、資格取得講座受講生への助成を実施している

### <11>教養部

特になし

### <12>商学研究科

特になし

### <13>法学研究科

研究科主任やとりわけ学生の指導教授が、学生の相談に応じて進路支援のアドバイスを行っている。

### <14>歯学研究科

主科目、選択科目、副科目の指導教員が中心となり、学生の個性・興味等に基づいて、課程修了後の学生の進路を提案し、選択を援助している。

### <15>文学研究科

特になし

### <16>経営学研究科

特になし

### <17>総合政策研究科

学生の進路支援などは、基本的に担当教員に委ねられている。

### <18>心身科学研究科

心身科学会の補助を受けて、様々な講演会を聴講する機会が設けられていて、院生は進路について様々に考えることができるようになっている。

心理学専攻・臨床心理士養成コースの院生に対しては、インターンシップとは異なるが、「学外実習」という形で臨床心理士が活躍している現場での臨床心理士の仕事について理解を深める機会が設けられている。また、OB/OG などを通じて専門にかかわるアルバイトに出る機会もある。心理臨床センター主催のシンポジウムやリサーチ・カンファレンスなどで学会者の現場での活躍について理解を深める機会も用意されている。臨床心理士資格取得見込者も含んだ求人については、上記心理臨床センターを通じての情報やキャリアセンターからの情報が常に院生に伝えられている。臨床心理士資格取得やその専門的なスキルアップのためには、授業単位外ではあるが担当教員によるマン・ツー・マンの丁寧な指導を受けられるように体制を整備している。あくまでも対人援助にかかわる専門職であるため、進路選択にあたっては院生個々の適性について真摯に自分で考えるようゼミ教員が丁寧に相談に乗り、上記進路を断念する院生に対しても丁寧なフォローを行っている。

### <19>薬学研究科

学生の研究指導教員ならびに就職担当職員が、学生の相談に応じて進路支援のアドバイスを行っている。薬学部棟1階に就職相談室が設置され、コンピュータによる資料閲覧が可能な環境も整っている。

### <20>法務研究科

司法試験合格者には、就職支援委員会が窓口となり望む法曹職種の情報収集を始め渉外・

推薦を行い、司法試験合格者全員が現在弁護士として活躍している。

また、学生委員会が総合窓口となって進路変更を考える学生からの経済的事由による相談、学力劣等を事由とする相談等、学生生活全般に関する相談を受け付けている。また、具体的な相談にあたっては、個別学習室担当教員ならびに学生委員会が中心となって、授業内容以外に関する学生からの生活相談を受け、相談・助言を行っている。そこでは、受験について、あるいは進路選択などの指導についても対応している。

なお、本学キャリアセンターにおいても相談・支援をするとともに全国法曹キャリア支援プラットフォームにも参加をし、学生の就職支援に対応している。

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項(優れている事項)

#### <1> 大学全体

##### ア. 奨学金等を通しての経済的支援

本学独自の奨学金は、全て給付型の奨学金制度となっており、他の奨学金の貸与を受けながらも受給できるため、債務を負いながら学業に励んでいる学生に対して、有効な奨学金制度となっている。

また、2009（平成 21）年度より、厳しい経済状況の中、在学生に対する応急奨学金や開学 50 周年記念奨学金のみならず、新入生に対しても支援体制を拡充整備し安心して勉学できるような学習環境を提供することとなった。この拡充により、入学前に奨学金を給付できる事が可能となり、受験が困難な者に対しても門戸を広げ、修学の意味を持つ受験者に対し大変有用なものとなった。

大学院では、研究環境の充実が修学支援に直結するものと捉え、独自の研究助成制度及び奨学金制度を設けており、この二つの制度が学生の経済的支援ともなっている。

##### イ. 学習を円滑に進める上での各種相談受付・指導

学生相談センターに臨床心理士の資格を有する専任カウンセラーが 3 名常駐することによって、いつでも相談に行ける体制を整えた結果、利用者は増加した上、予約が取れない状況も解消した。また、学生が気軽に学生相談センターを利用できるように、相談の申込を窓口だけに限らず、メールや電話でも受け付けている。相談に来る学生も、修学に関する相談が増加し、常勤カウンセラーが相談学生のアドバイザーや、科目担当者と密に連絡を取り合えるような環境が整備され、学生が安定した学校生活を送れるようになった。

また、学生自らは学生相談センターに相談は来ないが、アドバイザーやゼミ担当教員から「気になる学生」に関する相談を受け、カウンセラーから「気になる学生」への対応をアドバイスし、学生相談センターへ繋げるような取り組みを行っている。この取り組みについては、学生の修学に関する援助だけではなく、学生への対応を苦慮している教職員に対しても、非常に効果が上がっている。

##### ウ. 薬物使用や喫煙の害についての指導・教育

保健センターが中心となって行っている「受動喫煙防止キャンペーン」には、毎年多くの学生が参加している。また、薬物に関する講習会には、薬物経験者が運営している NPO 団体から講師を招き、実体験を学生に話し、薬物の危険性の指導・教育を行い、学生の意識向上を促している。

## 第VI章 学生支援

### エ. 在學生による新入生支援サービス

入学間もない学生の不安は、通学に関することから次に受ける授業のことなど多種多様だが、相談機関へ相談しなければならないほどではない内容も数多くある。そのような内容を気軽に在學生（上級生）に聞くことができ、スムーズな大学生活を送れるよう援助している。相談を受ける側の在學生にとっても、様々な人々とのコミュニケーションを経験し、個人の意欲向上などにも繋がっている。

### オ. 福利厚生

入学する全ての学生は「災害共済会」と「学生教育研究災害障害保険（学研災）」に加入している。災害共済会では、学研災では給付されない疾病による入院給付や不慮の事故による入院給付などを補填している。また、火災や台風などによる災害の被害にあった学生に対しても、大学における授業料減免措置の他、大学・短大後援会から見舞金を出すなどの援助を行っている。

施設面においては、クラブに加入していない学生でも利用できるトレーニングジムやプール（使用料年間2,160円）、グラウンド、テニスコートも完備しており、授業の合間や授業後など学生に活用されている。

### カ. 健康管理

保健センターは、常時看護師が常駐しているため緊急応急措置ができるほか、毎日医師が健康相談を担当しており必要に応じて薬が処方できる。また、歯科医療施設も充実しており、簡単な歯科治療にも対応している。精神健康相談、女性健康相談や歯科矯正相談なども行っており、青年期における学生の心と身体の両面からのサポートを行っている。

また、本学学生を対象に大学歯学部附属病院における診療費の減免制度を導入している。

### キ. 大本山永平寺一泊参禅

本学の建学の精神「行学一体・報恩感謝」に基づく、愛知学院伝統の研修行事で、日々の修行の中で厳しく真理を研究した祖師の精神に触れることによって、勉学や社会生活に生かされている。

### ク. リーダーシップトレーニング

課外活動における各団体の自己点検・試行錯誤に関する情報交換により、各団体の活動が向上され、リーダーに必要な知識・技術の修得ができている。また、各団体幹部相互の面識を作り、団体相互の交渉の円滑化を図られている。

### ケ. 通学定期料金の補助

本学では環境問題を重視し、CO2削減・交通渋滞の緩和および交通事故防止の観点から、学生の公共交通機関の利用を勧めており、名鉄バスの藤が丘～大学間の通学定期券料金の20%を大学が補助している。また、リニモ長久手古戦場から大学まで無料で乗れるシャトルバスを運行している。

### コ. 就職支援

(ア) 経済環境の好転に加え、学年毎の支援プログラムのスケジュール化及び学部担当者制を採ることにより、2015（平成27）年度の実就職率（大学院進学者を除く卒業生に対する就職者数）は前年に比べ1.9%増の89.5%（歯薬学部除く）となった。

(イ) インターンシップ参加者は3年生を中心に834名の希望者があり、その内345名が参加した。特に3年生希望者は学年人数の約3割に相当しその関心は高い。例年、参加者の

就職率は未参加の学生に比べ高いことや、自身が希望する業種・職種の実態を在学中に知ることが出来、キャリア形成に高い効果が得られている。

- (ウ) 各種公務員対策の施策は低学年より継続するプログラムであり、受講する学生にも負担の大きなものである。しかし、担当する職員の専担化や学生の努力により前年比 58 名増の 146 名の合格者があった。
- (エ) 学生のキャリア形成を保護者とともに進めることは、実社会に出てからも家庭から仕事への理解と支援を得られる利点がある。その前段階としてキャリア関連情報を地方での“懇談会”、定期発行する“大学だより”、3 年次秋の“保護者向け説明会”の開催等により提供することは就職率の向上にも繋がっている。
- (オ) エクステンションセンターでの各種講座の受講は、学生のキャリア形成に資格取得の面から効果があると同時に、就業意識の向上にも反映されている。入学時の講座ガイダンスを充実させることにより低学年の公務員対策講座の受講者数も徐々に増え、それらの受講者の就職率も向上し、友人同士で受講するなど周りの学生のキャリア形成にも好影響を与えている。

## ＜2＞商学部

就職状況であるが、経済情勢の好転も重なり、2014（平成 26）年 3 月卒業生の就職率は、全国の大学の商・経営学部中、第 14 位と、前年より大幅に躍進した（サンデー毎日 2015 年 8 月 9 日号、2015 年学部系統別実就職率ランキングより）。

## ＜3＞法学部

前述した「ぴあさぼ」は、多くの学生に利用されている。特に、1 年生の利用が多く見られ、初年次生の学修・生活面における悩みを解決するために機能している。学生が相談に対応しているため、相談する学生が気軽に利用できるという利点もある。

奨学金については、全学部学生が利用できるものに加え、法学部同窓会事務局が運用している給付型の奨学金制度もあるため、給付を受けうる学生を増加させることに寄与している。

また、正規科目としての「キャリアデザインと法学」は、3、4 年次生のキャリア意識の向上に大きく貢献している。さらに、2014（平成 26）年度からはじめた宅地建物取引士試験対策講座に対する助成により、多くの受講者（170 人）を集めることができた。2015（平成 27 年）度の受講者は 224 人である。

## ＜4＞歯学部

学生の学修・生活支援のシステムが概ね整備され、事務室または学年主任などに相談することにより、適切な部署・担当者に紹介され、必要な支援を受けることができる。

## ＜5＞文学部

特になし

## ＜6＞経営学部

特になし

## ＜7＞総合政策学部

特になし

## ＜8＞心身科学部

修学支援・生活支援に関しては、1 年生次には教養アドバイザー・スタートアップ心理学

## 第VI章 学生支援

担当教員・実験助手・保健センター・学生相談室という学生が選択可能な多様性をもつ重層的な相談体制が機能しており、学科の特色である少人数授業による友人作りとも合わせて、多くの学生の脱落を未然に防ぐことができている。3年生次以降はゼミナール担当教員を中心に修学支援・生活支援・進路支援がなされており、週一回の高頻度で開催される学科会議がその教員を支える体制が確立されている。また、教職実習、言語聴覚士実習は就職先の実態把握や卒業後の自己像の構築に役立っており、臨床心理学演習における本学附属の心理臨床センターの見学も同様に機能している。

### <9>薬学部

特になし

### <10>経済学部

特になし

### <11>教養部

特になし

### <12>商学研究科

特になし

### <13>法学研究科

特になし

### <14>歯学研究科

1名の学生に少なくとも主科目、選択科目、副科目の担当教員が係っており、事務室からの支援を含めて多面的な支援が受けられる。

### <15>文学研究科

特になし

### <16>経営学研究科

特になし

### <17>総合政策研究科

大学院では、研究環境の充実が修学支援に直結するものと捉え、後援会の支援による独自の研究助成制度及び奨学金制度を設けており、この2つの制度が学生の経済的支援ともなっている。

### <18>心身科学研究科

奨学金制度や研究推進費は、心身科学研究科の院生がたいへん有効に使用できている。心身科学研究所紀要への院生の投稿・受理採択も継続できている。

心理学専攻・臨床心理士養成コース現役修了者の臨床心理士資格試験合格率は、全国平均を常に上回っている。

### <19>薬学研究科

特になし

### <20>法務研究科

一般的に学生の1割が精神的に問題を抱えていると言われている現況下において、学内には心理学科によって運営されている専門的な相談施設も備えており、常に相談専門員による学生の相談に対応しやすい環境を提供できている。

本研究科独自の奨学金は、法学既修者コース入学者10名と法学未修者コース入学者のう

ち、法科大学院全国統一適性試験総受験者の成績上位 10%までの優秀な成績で入学した者 4 名とに、入学金、入学年次の授業料および教育充実費の全額相当額を給付、法学未修者コース入学者のうち法科大学院全国統一適性試験に関する上記基準に該当しない入学者にも、入学試験の合計点が満点の 7 分の 5 以上の優秀な成績の者 3 名に、入学金、入学年次の授業料および教育充実費の半額相当額を給付する奨励奨学金制度があり、入学者 2 名に対し 2 名の高い率の経済的支援を行っている。

また、入学年次以後も、既 2 年次へ進級した者 2 名と前年度の成績が GPA2.8 以上の未 2 年次または未 3 年次へ進級した者 1 名に、進級年次の授業料および教育充実費の全額相当額を給付する給付奨学金制度があり、進級年次生全員に経済的支援を行っている。

## (2)改善すべき事項

### <1>大学全体

#### ア. 奨学金等を通しての経済的支援

「経済的理由」や学納金未納による「除籍」の退学者は年々増加している。大学独自の奨学金の充実や拡大は今後も検討を重ねる必要がある。

大学院独自の研究助成制度及び奨学金制度は、学生の研究活動の活性化に繋がるものであり、研究環境のソフト面として更なる充実を図る方策を検討する必要がある。

#### イ. 学習を円滑に進める上での各種相談受付・指導

各種相談受付・指導については充実してきている。しかし、1 年生に関してはアドバイザーが担当している科目があるが、2 年生についてはアドバイザーはいるが、実際授業を受け持ってもらっている学生が少ないため、アドバイザーと話す機会がない学生が多くいる。3・4 年生についても演習が必修科目となっていない学部もある。

また、何らかの理由で大学へ来なくなった学生に対しての相談・指導についても出欠状況を随時把握し、早めの対応をしていく必要がある。「将来の考察」と言った理由で休学する学生に対しても、休学中に面談をしていくことによって、復学後にスムーズな大学生活を送る手助けになるのではないか。

退学者については「経済的理由」と言って退学していく学生の大半が単位の修得ができておらず、「経済的理由」の裏には「修学意欲の低下」など、本来の退学理由が隠れている場合が多い。退学理由の調査も必要課題である。

#### ウ. 地域との連携および、学生のボランティア活動への参加

地域団体から依頼のある、ボランティア活動への参加率が低い。学生への周知の方法や、意識向上などを働きかける必要がある。

#### エ. 就職支援

##### (ア)未内定者への対応

2015（平成 27）年度は就職率が向上したものの卒業生の内、10%強の学生の進路は定まっていなかったのが現状である。卒業年次ではなく公務員・教員を翌年以降に目指す者もいるが、活動しても内定を得られない者、就業意識の低い者が多くいる。大学の出口を担当するキャリアセンターとして、学生の満足度を高めることも踏まえ目まぐるしく変わる社会情勢に対応した対策を立案・実行する。

## 第VI章 学生支援

### (イ)採用スケジュールの変更に伴う対応

2017（平成29）年3月卒業生からは、2016（平成28）年3月から会社説明会、6月から選考開始と前年よりさらに短期採用スケジュールに変更になる。これに伴い支援プログラムの内容・時期の修正が必要になること、公務員関連の採用試験が民間企業と重なり一部業界での採用試験の激化が予想されること、インターンシップ制度の見直しが考えられること等があり、企業動向を的確に把握し学生支援に対応する必要がある。

#### <2>商学部

特になし

#### <3>法学部

各教員によるオフィスアワーの利用状況が把握できていない。もちろん、オフィスアワー以外の時間において教員に相談してもかまわないのであるが、それを含めて利用状況が把握できていない。

経済的に苦しいことを理由に休・退学する学生が存在することから、奨学金の拡充を図る必要があると思われるが、今以上に法学部同窓会に依存するわけにもいかず、法学部単体での対応には限界がある。また、経済的に苦しいことと同様に留意すべき重要な休・退学理由は修学意欲の低下である。

「法職演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修登録者は多いとはいえ、全学の中における法学部の特徴たる公務員試験合格者が多いという現実と乖離している。

宅地建物取引士試験対策講座については、受講生数のわりに合格者数が少なかった。

#### <4>歯学部

歯学部に加えて楠元キャンパスに薬学部および短期大学部が増設され、学生と教職員が増加している。このため、保健室の規模・配置人員・プライバシーの確保等で充実が求められる。

#### <5>文学部

特になし

#### <6>経営学部

特になし

#### <7>総合政策学部

特になし

#### <8>心身科学部

学科の問題としては、1年生、3年生、4年生次に対して、2年生次の学生支援体制が弱い。

学科レベルでの学生支援はおおむねできているが、問題がより小さいうちに学生が適切な相談者に相談に来ることができる必要がある。

#### <9>薬学部

特になし

#### <10>経済学部

特になし

#### <11>教養部

特になし

**<12> 商学研究科**

特になし

**<13> 法学研究科**

特になし

**<14> 歯学研究科**

学生支援の主たる相談窓口が指導教員となっており、他職種の相談窓口が明らかでない。

**<15> 文学研究科**

特になし

**<16> 経営学研究科**

特になし

**<17> 総合政策研究科**

特になし

**<18> 心身科学研究科**

奨学金等による経済的支援の充実はさらに望まれる。

心理学専攻・臨床心理士養成コースでは、2003（平成 15）年度に日本臨床心理士資格認定協会から「専任教員の充足に意を用いてください。1 学年 10 名に対し、6 名(臨床心理士有資格者)が基準」と文書で指摘されて以来、対応の努力はしてきているが、教員の異動に伴う補充やより丁寧な個別指導ができるような体制整備が急務である。また、個別のスーパーヴィジョンが臨床心理士養成コースの訓練の要となっているが、それを正規の授業として単位化してゆくやり方を定めてゆくことも急務となっている。

院生定員の充足に向けて、心理学専攻は 2017（平成 29）年度入試での博士前期課程学生の入学定員を 20 名に削減した。

**<19> 薬学研究科**

特になし

**<20> 法務研究科**

司法試験合格者全員の就職が決定したが、これは専任実務家教員個人の尽力によるもの。これからの合格者の就職支援として、どこの法律事務所にも就職できない場合の対策を講じなければならない。

**3. 将来に向けた発展方策**

**(1) 効果が上がっている事項(優れている事項)**

**<1> 大学全体**

**ア. 奨学金等を通じた経済的支援**

この数年において著しい経済的困難な学生層が増加傾向にある中、この緊急支援体制の確立により、在学生に対しては、採用人数の倍増も実施され、従前より多くの学生を支援できる体制が整ってきている。しかし、今後についても更に学費負担を軽減すべく、給付金額や給付方法についても検討が必要である。

大学院では、研究環境の充実が修学支援に直結するものと捉え、独自の研究助成制度及び奨学金制度を設けているが、支援枠の拡充も含めて検討が必要である。

## 第VI章 学生支援

### イ. 学習を円滑に進める上での各種相談受付・指導

学生に入学当初から学生相談センターを認知させることが、早期の問題解決に繋がる。今後は、入学直後に学生相談センターを知るきっかけ作りとなる新入生向けの情報発信手段や催し物を企画するなど検討する。

### ウ. 薬物使用や喫煙の害についての指導・教育

今後は、運動部員に限らず、全学的に講習会を実施することを検討し、より多くの学生に対し定期的に周知していく。更なる学生の健康意識の向上のために、講習内容に飲酒や喫煙の危険性、ハラスメントを追加することを検討する。

また、喫煙マナーに関しても期間にかかわらず周知活動を実施する必要がある。

### エ. 在学生による新入生支援サービス

今後は、上級生による下級生の生活面・学習面についての相談を随時実施するなどの検討が必要である。また、学生相互の学びあいの仕組みを発展させ、その経験を社会に出た後にも活用できるようなシステム作りが必要である。そのためにも、学生主体である運用のシステム作りを行い、学内のみならず、地域活動・ボランティア活動から地域との繋がりを築けるよう展開していく必要がある。

### オ. 福利厚生

学内には全学生が利用できるトレーニングルームやプール、グラウンド、テニスコートが完備されているが、利用率は伸びていない。今後は利用者を増やすことが課題である。学生施設を利用するきっかけ作りの為に、入学当初の新入生向けに学生生活を送る上で必要となる施設を見て周り、利用方法などを説明するツアーなどを企画するなど検討する。

また、学外においては、大町と蓼科にセミナーハウスを保持し、料金が安価であるため多くのクラブ合宿やゼミ合宿に利用され、学生には勉学や技術力の向上など交流の場として有効に利用がされている。施設のハード面についても更に利用しやすい環境作りが必要であろう。

### カ. 健康管理

保健センターでは医師に心身の健康相談ができる安心感から、一人暮らしをする学生や保護者からも大変好評である。しかし今後、これらのサービスや設備に加え、安心感の提供も更に周知し、学生の更なる健康維持・増進に向けた支援を継続していく。

### カ. 大本山永平寺一泊参禅

「行学一体・報恩感謝」の建学の精神に則り、禅の実践を目指し、一泊二日の参禅研修を設けており、日常では味わうことの出来ない機会として、より多くの学生に提供することが課題である。今後は更に学生の参禅参加を後押しするために、参加費の値下げや学生に対しての広報を強化する必要がある。

### キ. リーダーシップトレーニング

毎年2月、大町セミナーハウスにおいて2泊3日で集中的に各公認クラブの次期責任者の育成を行う。3日間の限られた研修の中で、学生相互の交流をより促進することと、この場で修得した情報などを責任者から部員達へしっかりと伝達できるようなシステム作りが課題である。今後は、学生相互の交流を図る時間を増やすために、討論などの実践的な講義を追加することを検討する。

## ク. 通学定期料金の補助

厳しい経済状況の中で、経済的な支援を必要とする学生は少なくない。学生の経済的な支援や環境への配慮の為に、今後も継続して通学定期料金の補助を行うことを検討する。更に、バス利用者の増加を目指し、大学のバス停の工事、整備等を進めることを検討する。

また、2014(平成26)年度には一部学部の新キャンパス移転も計画されていることから、日進キャンパス同等のサービスが提供できるよう検討する必要がある。

## ケ. 就職支援

- (イ) より学生満足度の高いキャリア育成を図るため、従来の学部担当者制を採ることに加え職員のスキル向上を引き続き推進する。具体的には外部研修への参加、職場研修の充実を図り、キャリアコンサルタント資格の取得支援、有効指導事例の導入他を検討実施する。
- (ロ) インターンシップ制度は就業意識の高い学生選抜に有効であり、企業もその導入に熱心である。採用スケジュールの変更に伴い夏休み期間中の長期インターンシップを中心に、年間を通じての会社説明会の要素を含むワンデイ・インターンシップの学生への情報提供も積極的に行い、職業意識の向上を図る。
- (ハ) 公務員を志望する学生に対応し、的確な採用情報、試験内容を収集し、学生の希望を満たすべく合格者増加の施策を強化している。なかでも公務員の試験において、近年特に人物重視の選抜が重視されている。1年次の公務員講座には本年度は429名の受講者があった。これを踏まえ公務員の使命や職業としての特性を初年次から理解できる支援プログラムの実施を検討している。
- (ニ) キャリア情報の保護者への提供を充実する。2015(平成27)年度より“大学だより”がリニューアルとなり、キャリア専用ページにおいて、発行時期に合った就職情報、今後のキャリアセンター行事の情報を提供している。
- (ホ) エクステンションセンターの各種講座は、各学部・学科からの開講要望に加え、学生の取得希望資格、社会で必要とされる分野の動向を踏まえて内容を見直し提供する。従来は日進キャンパスで開講してきたが、就業意識の比較的高い名城公園キャンパスの学生に対応して直接講義形式(遠隔講義でない)を導入して、名城公園キャンパスの各学部が必要とする種類の講座を確保した。
- (ヘ) 2年生以上の特待生に対しエクステンション講座を無料で提供した。特待生への景品という見方の他、他の模範となるような特待生の学力に期待をし、合格者の増加も見込んでいる。

**<2>商学部**

1年次開講の「商学入門」の時間では、働く意義を含めて、キャリア形成の重要性を説く。

また、就職スケジュールの早期化に対処するため、3年次の早い段階から進路ガイダンスの意義を周知させ、参加を促す。

**<3>法学部**

「ぴあさば」については、引き続きその運営を確保すべく、法学部FD委員を中心に、その利用状況や問題点を把握するとともに、教授会・将来検討委員会を通じて、改善を要する点があれば検討を続けていく。

法学部同窓会事務局が運用している給付型の奨学金制度および正規科目である「キャリアデザインと法学」については、その成果を維持すべく、執行部(学部長・教務主任)およ

## 第VI章 学生支援

び委員を中心に、引き続き、法学部同窓会の協力が継続できるよう、関係を緊密に保つ。

宅地建物取引士試験対策講座については、引き続き法学部同窓会（・大学後援会）からの助成は得られる見込みなので、さらなる改善を加えつつ、その維持・発展を期す。

### <4>歯学部

学生の学修・生活支援のシステムについて更なる整備を進め、学生が相談しやすい環境を構築する。また、学生の求める「グループ学習可能な学習室」の増設に努める。

### <5>文学部

特になし

### <6>経営学部

特になし

### <7>総合政策学部

特になし

### <8>心身科学部

心理学科独自の取り組み部分に関しては、今後公認心理師養成課程の立ち上げに向けたカリキュラム改革が行われる予定であり、座学・演習・実習のつながりを明確にし、心理学のすべての授業を統合的に整理して位置づけ、学生の修学目標をより明確にする。臨床心理学実習の導入により進路指導に寄与させる。少人数授業の拡大により、生活の安定の基礎となる友人作りを促進し、教員と学生の心理的距離を縮める。教員に対しては、学生が持ちかけた相談内容に応じて、適切なリファーマを含めた対応を行えるように徹底する。

### <9>薬学部

特になし

### <10>経済学部

「経済学部特別インターンシップ制度」は、目的意識の明確な学生にとってきわめて有意義であるため、今後さらに受け入れ機関の拡大などに努めたい。

キャリア形成を促進すべく資格取得講座受講生への助成制度を実施しているが、これを今後も継続していく。

### <11>教養部

特になし

### <12>商学研究科

特になし

### <13>法学研究科

特になし

### <14>歯学研究科

教員と事務職員との連携を高め、学生支援の質を高めると共により多面的な支援を提供する。

### <15>文学研究科

特になし

### <16>経営学研究科

特になし

**<17>総合政策研究科**

特になし

**<18>心身科学研究科**

心理学専攻・臨床心理士養成コース修了者が受験する臨床心理士資格試験の現役合格率は、全国平均を上回っているため、これを堅持してゆきたい。ただし、上記合格率との関連も考慮して大学院入試の合格基準を厳格に適用して、定員より少ない入学者にもなることが増えてきた。志願者の数も質も低下してきている現状から、臨床心理士養成コースの院生定員を削減することも断行した。

**<19>薬学研究科**

特になし

**<20>法務研究科**

特に精神的に問題を抱えている学生の相談に対応は、学内の関係施設の連携を図り、有利性をさらに充実・活用したものとする。

本研究科独自の奨学金の充実により、在学生全員（法学既修者コース学生）に授業料および教育充実費の全額相当額を給付した。

**(2)改善すべき事項****<1>大学全体**

ア. 奨学金等を通じた経済的支援

成績優秀者に対するの特待生奨学金についても、学業の励みになるべく給付金額の増額等を検討する余地があろう。また、各種奨学金について、より多くの学生に対し、大学での経済的支援について幅広く周知する方法を検討する必要がある。今後は、給付金額の増額等による更なる強力な支援体制が必要で、一時的支援ではなく採用後も継続的な支援を行い、卒業まで安心して学業継続を可能とする経済的支援に重点を置いたシステム作りが必要である。

また、外部奨学金についての広報をこれまで以上に積極的に行い、学生に知らしめる機会を増やす試みも必要であろう。

上述したように大学院では、研究環境の充実が修学支援に直結するものと捉え、ソフト面として独自の研究助成制度及び奨学金制度を設けているが、特に研究助成制度(1)研究推進費については、使用できる範囲をより柔軟なものとして欲しいという学生からの要望もあり利用（運用）細則の策定が急がれる。

イ. 学習を円滑に進める上での各種相談受付・指導

3・4年生以降も1,2年生時と同様に、学生と教員が卒業するまで密な関係を保っていけるようなシステム作りが必要である。

ウ. 地域との連携および、学生のボランティア活動への参加

東日本大震災規模の災害発生時には、大学がボランティア派遣のための被災地調査を行い、学生ボランティアの現地派遣を斡旋することなどを検討する。地域とも連携を図り、地元自治体とボランティア学生とのイベント共同開催や有事の際の協力体制を整備していくことが必要である。

また、2014（平成26）年度からビジネス系3学部の2年生以上が名城公園キャンパスへ

## 第VI章 学生支援

移転したことにより、地域連携の在り方も多様になる。他キャンパスとの相互連携・協力を視野に入れる必要がある。

### エ. 就職支援

#### (ア)未内定者への対応

未内定者が発生する要因として、一部学生の就業意識が低いこと、就職活動の始まりが遅いことが挙げられる。前者に対しては初年次からの「キャリア教育」科目の内容の見直し及び初年次のオリエンテーションでの説明により対応する。後者に対しては本センターで、本人と直接対応・相談することが有効と考える。そのため職員が担当する学部学生の状況（ガイダンス等参加、各種書類準備、活動等の状況）を常に把握する仕組みの構築を行い、該当する学生に的確に対応する必要がある。連絡してもセンターまで来ない学生もままあるが、地道に対応し全学生のキャリア形成に少しでも寄与したく切に考える。

#### (イ)採用スケジュールの変更に伴う対応

昨年に引き続いての、採用スケジュール変更に伴い、企業の採用時期の重複や、採用活動の長期化が予想されていたため、逐次学生への周知・指示が出来るよう柔軟な対応が必須であった。特にインターンシップの形態が変化することには強く留意した。

### <2>商学部

特になし

### <3>法学部

各教員によるオフィスアワーその他の時間における学生相談件数や相談内容については、今後、学部教員に対するアンケート調査等の方法で把握することに努める。その結果浮き彫りとなった問題点については、適宜教授会・将来検討委員会において検討を加える。

修学意欲の低下を理由とする休・退学は、致し方ない面もたしかにあるが、オフィスアワーや授業（とりわけ演習科目）、「びあさぼ」での相談の利用促進を、ガイダンス等をはじめとする様々な機会を利用して、促していく。「法職演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の存在意義・位置付け等についても、同様の措置を講ずることを通じて、履修登録者数の増加に努める。

宅地建物取引士試験対策講座については、開講途中に受講をあきらめる者（脱落者）も存在したようである。外部委託業者自身も脱落者対策を講じているが、法学部もそれに可能な限り協力する方向で、主に学部執行部（学部長・教務主任）が対応していく。同時に、この講座の存在意義についての学生に対するアピールを、学部執行部・学部教授会を通じて検討していく。

### <4>歯学部

楠元キャンパスの歯学部基礎教育研究棟に設置されている保健室を拡張し、本格的なパーテーション等の設置などによりプライバシーを確保した間取りとする（または保健室を他のビルに移設して、より大きな保健室を確保する）。配置人員を増員することにより、複数部署で同時に発生した学生の健康上の問題への対応能力を高める。

### <5>文学部

特になし

### <6>経営学部

特になし

### <7>総合政策学部

特になし

### <8>心身科学部

ア 心理学科

2年生次の学生支援の弱さに関しては、予定されているカリキュラム改革にて対応する。

問題が小さなうちの対応に関しては、過剰な介入・過保護にならないように留意しつつも、気軽に相談するようオリエンテーションを強化するとともに、敷居を低くするよう雰囲気醸成に努める。

### <9>薬学部

特になし

### <10>経済学部

進路支援については、経済学部教員が専門演習などをつうじて個々の学生に対して進路相談などきめ細かい支援を行う体制を今後さらに充実させる。学生の個人キャリアカードの活用を検討する。また、学生の進路選択の可能性を広げるべく、経済学部教員が進路先の開拓に努めることが求められる。

### <11>教養部

特になし

### <12>商学研究科

特になし

### <13>法学研究科

特になし

### <14>歯学研究科

教員以外の他職種の担当者による学生支援の相談窓口を設置する。

### <15>文学研究科

特になし

### <16>経営学研究科

特になし

### <17>総合政策研究科

学生の学業終了後の進路については、大学院への進学希望に大きく影響する。その意味で、学業終了後の進路について支援活動をどのようにしていくか、大学全体で検討すべきだが、各研究科による事情の違いのほうが大きくて、なかなか大学院委員会で議論する方向にはなっていない。しかし、現実には、特に本研究科の場合、大学院進学前の学部生に大学院修了後の進路について、明確なビジョンを提示できないでいる。将来を展望するためには、何らかのかたちで示していく必要がある。

### <18>心身科学研究科

奨学金等による院生の経済的支援の拡大は急務である。さらに、各専攻の定員充足が課題となる。

心理学専攻・心理学基礎コースでは、公認心理師という国家資格に対応できるカリキュラムを充実させて、院生の定員を拡大できるように検討中である。

**<19>薬学研究科**

特になし

**<20>法務研究科**

司法試験合格者には就職支援委員会が窓口となり、本研究科出身司法試験合格者全員)の就職が決定した。これは専任実務家教員個人の尽力による結果である。

これからの合格者の就職支援として、既設のどこの法律事務所にも就職できない場合の就職先として、本学内に愛学法律事務所(仮称)の設置を講じるべく提案をしている。

本法律事務所は、一般の法律事務所と同様の業務を行いつつ、本学の特殊性から本学同窓起業家のトラブル相談や、学院内での諸問題などの相談対応と法令遵守室、法律顧問として活動を行う。